

宗像市ホームページ広告掲載取扱基準

令和 7.4.1 改訂

(趣旨)

第1条 この基準は、宗像市広告掲載取扱要綱（平成18年宗像市告示第133号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、インターネット上に公開している宗像市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 広告を掲載する企業、団体及び個人をいう。
- (2) 代理店 広告主を選定し、広告の制作指示を行う広告代理店をいう。
- (3) バナー広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 広告の種類は、バナー広告とする。

(掲載基準)

第4条 広告及び広告主が指定するリンク先のホームページの内容が、要綱第3条及び別表第1に該当する場合は、掲載しない。

(掲載ページ、掲載料等)

第5条 広告の掲載ページ、掲載料等は、別表第2のとおりとする。

- 2 広告の数及び位置は、掲載するページのデザイン等を考慮し、秘書政策課長が決定する。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載は、月を単位とする。

- 2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。
- 4 掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。

(広告主による掲載の申込み)

第7条 市ホームページに広告の掲載をしようとする広告主（以下「申込者」という。）は、市ホームページバナー広告掲載申込書（広告主用）（様式第1号－1）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申込みは、市が指定した期間内に行わなければならない。
- 3 連続する掲載は、初回の掲載月から最長で1年間の申込みをすることができる。
- 4 申込主は、市税の滞納がない者とする。

5 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

6 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前項に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者とする
（代理店による掲載の申込み）

第8条 市ホームページに広告の掲載をしようとする代理店（以下「申込代理店」という。）は、市ホームページバナー広告掲載申込書（代理店用）（様式第1号－2）を市長に提出しなければならない。

2 申込みは、市が指定した期間内に行わなければならない。

3 連続する掲載は、初回の掲載月から最長で1年の申込みをすることができる。

4 申込代理店及び広告主は、市税の滞納がない者とする。

5 申込代理店及び広告主は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

6 申込代理店及び広告主は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前項に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

（掲載の決定）

第9条 市長は、前2条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、必要があると認めるときは、修正を求めることができる。

2 広告掲載は、原則として先着順とし、申込みが広告枠数を超えた場合は、宗像市内に住所を有する申込者又は申込代理店を優先するものとする。

3 前項の場合において、なお広告枠数を超える場合は、抽選によるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、申込代理店が取扱う広告の割合は、市が予定しているバナー広告枠の2分の1までとする。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、市ホームページバナー広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申込者又は申込代理店に通知する。

（掲載の承諾、広告原稿の作成等）

第10条 前条により掲載の決定を受けた申込者（以下「決定者」という。）又は申込代理店（以下「決定代理店」という。）は、速やかに市ホームページバナー広告掲載承諾書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 決定代理店は、市ホームページの性格を考慮し、要綱及びこの基準に適合する広告の選定に努めなければならない。

3 決定代理店は、選定した広告について市長の承認を得るため、市長が指定した期限までに広告案等の必要書類を提出しなければならない。

4 決定者又は決定代理店（以下「決定者等」という。）は、市長が指定した期限までに掲載しようとするバナー広告データを作成し、提出しなければならない。

5 バナー広告データの作成に係る費用は、決定者等が負担するものとする。

(広告内容等の変更)

第 11 条 決定者等は、広告掲載の決定後に掲載内容及び掲載ページの変更はできないものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告掲載期間の変更)

第 12 条 決定者等は、広告掲載決定後における広告掲載期間の変更はできないものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 決定者等は、やむを得ない事情により広告掲載期間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた場合において、別表 2 に定める掲載料の割引率に変更が生じるときは、実際に広告を掲載した期間に応じた割引率を適用するものとする。

(掲載料の納入)

第 13 条 決定者等は、広告掲載料を市長が指定した期日までに、市の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(掲載料の還付)

第 14 条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、市長が第 12 条第 2 項の規定による承認をした場合は、この限りでない。

(決定者等の責務)

第 15 条 決定者等は、広告の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

(掲載の取り消し)

第 16 条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載またはその決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにバナー広告データを提出しないとき。

(2) 指定する期日までに掲載料を納入しなかったとき。

(3) 広告主又は代理店若しくは広告内容が不相当と判明したとき。

(所管)

第 17 条 この基準に関する庶務は、総務部秘書政策課が所管する。

(補則)

第 18 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項 目	例 示
法令等に違反するもの	・ 個別法により表現内容等に禁止事項があるもの（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）等） ・ 不当景品及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）による誇大広告の規制
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの ・ 過剰な利潤追求を行うもの（マルチ商法、キャッチ商法） ・ 貸金業などで公共性のないもの（サラ金、無届の金融業者） ・ 特定の者を対象としたもの（会員への通知、尋ね人） ・ 個人の調査を行うもの（探偵事務所、興信所） ・ 市が推奨しているように誤解を受けやすいもの
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	・ 暴力や犯罪を肯定し、助長するようなもの ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる業種に関するもの ・ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
消費者の被害を防止する観点から不適当なもの	・ 誇大な表現や根拠のない表現をするもの ・ 射幸心を著しくあおる表現をするもの ・ 法令等で認められていない業種、商法、商品に関するもの（マルチ商法、キャッチ商法） ・ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの ・ 国、県、市、その他公共の機関が推奨、保証、指定等をしているように誤解を受けやすいもの
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	・ 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に抵触する恐れのあるもの ・ 政党等の講演会等に関するもの ・ 主義主張により市、個人、団体を誹謗中傷するもの ・ 宗教活動に関するもの（布教活動案内、募金） ・ 社会問題についての主義主張などの意見広告及び個人の宣伝となるもの
公の秩序又は善良の風俗に反するもの	・ 賭博に関するもの ・ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・ 過激な表現やいかげわしいもの

その他、広告物として掲載することが不適当であるもの	・市が推進している施策に反するもの ・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・社会問題を起こしている業種や事業者にかかるもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・委員会で審査の結果、掲載不適切とされたもの ・広告主が市税を滞納しているもの
---------------------------	--

別表第2（第5条関係）

掲載ページ	掲載料（税込） （1月当たり）	サイズ	形式、容量
トップページ	15,000 円	縦 50ピクセル 横 160ピクセル	画像は Jpeg、Gif 形式又は Flash 形式とし、容量は 20KB 以内とする。 ALT 属性は、全角 20 文字以下とする。

備考

- 1 同一の種類の広告について、6月以上連続して掲載の申込みをした場合、次の区分に応じて掲載料の割引をするものとする。
 - （1）初回の掲載月から6月以上1年未満連続する申込みの場合 5%
 - （2）初回の掲載月から1年連続する申込みの場合 10%
- 2 月の途中での掲載開始又は掲載終了により、掲載期間が1月に満たない場合であっても、掲載料は、1月分とする。